

表 「竣工検査時提出図書一覧表」改正の経緯・概要

(1/3)

番号	改正日	改正内容
1	平成 19 年 6 月 (新規)	1. 市が要求する提出書類を一覧表にまとめ、公表。 ※) 提出を求める資料を明確に示さないまま、工事検査や成績評価を行ってきたため、工事監察室の新設・工事検査体制の変更を機に金額ごとに区分し運用を開始。
2	平成 19 年 9 月 (改正)	1. 一覧表への記載名称、内容、参考図書等の表記を補足。 2. 建設業退職金共済証書受払簿の取扱いを変更。 ※) 建退共香川県支部において、証紙受払様式を決定したことから従来の証書や手帳のコピー提出を廃止し、書類を簡素化。
3	平成 20 年 6 月 (改正)	1. 一覧表の項目を細分化し、わかりやすく表記。 2. 100 万円以下の少額工事において、提出書類を大幅減。 3. 提出書類の簡素化とあわせ、不合格ケースなどのコメントを添付。
4	平成 20 年 10 月 (改正)	1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの提出を廃止し、実績集計表の提出に変更。 ※) 香川県の運用変更にあわせ、検査時等において原本確認を行うこととし、提出資料の大幅な減量化。
5	平成 21 年 5 月 (改正)	1. 工事カルテ登録受領書（写）の摘要欄に「変更契約で 500 万円以上となった場合も必須」との説明を追加。
6	平成 23 年 5 月 (改正)	1. 交通整理員資格確認資料を「公安委員会指定路線に該当する場合のみ」の提出に変更。 2. 一覧表がわかりやすくなるよう表記等を見直し。
7	平成 23 年 9 月 (改正)	1. 例規改正に伴い「受注者」表記に修正。 2. 簡易コリンズにおいても「変更登録」「竣工登録」を義務付けし、資料提出を追加。 ※) 香川県の運用変更にあわせ、登録や竣工時の書類提出を義務付け。
8	平成 25 年 6 月 (改正)	1. 新規入場者教育資料について、「入場教育日」「所属社名」「氏名」がわかるリストと「教育資料」の提出とするよう統一。 2. 一覧表がわかりやすくなるよう表記等を見直し。

次ページへ

表 「竣工検査時提出図書一覧表」改正の経緯・概要

(2/3)

番号	改正日	改正内容
9	平成 27 年 4 月 (改正)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下請通知、施工体系図、施工体制台帳の提出を追加。 2. 500 万円以下（特に 100 万円以下の少額工事）において、提出書類を大幅減。 ※) 入契法の改正にあわせ、下請通知、施工体系図、施工体制台帳の提出を義務付け。
10	平成 30 年 6 月 (改正)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工計画書手引きの作成に伴う内容変更。 2. 材料承認 事前承認の追記。 3. 工事カルテ登録 変更登録の追記。 4. 建設副産物実態調査 計画書提出の削除。 5. 建設副産物実態調査 変更 100 万円を超える場合の提出必須化。 6. 安全対策 1 重機点検提出書類の変更。 7. 安全対策 1、2 記録写真提出の追記。 8. 安全対策 2 100 万円を超える場合 任意提出に変更。 9. 欄外 竣工時提出図書、原則工事監督員の控への追記。
11	平成 30 年 6 月-2 (改正)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設副産物実態調査票の運用についてを追加
12	平成 31 年 4 月 (改正)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下請（変更）通知書 提出書類の削減。 2. 工事打ち合わせ簿 段階確認の実施内容の事前決定を追記。 3. 工事写真 排ガス対象ステッカーの提出を追記。 4. 退職金制度 提出対象業者の追記。 5. 持ち込み車両機械 点検記録提出書類の削減。
13	令和 2 年 4 月 (改正)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工計画書 総合評価方式「標準型」の場合、総合工事様式第 4-1 号提出の追記。
14	令和 3 年 4 月 (改正)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 竣工検査提出図書一覧の金額区分を一部変更。 2. その他関係資料の内容を一部変更。

次ページへ

表 「竣工検査時提出図書一覧表」改正の経緯・概要

(3/3)

番号	改正日	改正内容
15	令和5年4月 (改正)	<p>1. 工事の品質向上を目的に、これまでは口頭で提出を求めていた内容を明文化。 (現場組織表等、起工測量、石綿事前調査結果、設計図書の照査、完成図)</p> <p>2. 書類の簡素化を目的に、電子マニフェストの場合の対応を追記。</p> <p>3. 法令等の改正に伴う提出書類の変更、追加。 (石綿事前調査結果、残土指定処分実績集計表、再生資源利用(促進)計画書、建設業退職金共済証紙受払簿)</p> <p>4. 個人情報の保護を目的に、竣工検査合格後に返却する書類を整理。 (施工体制台帳、交通整理員資格確認資料、退職金制度確認資料、建設業退職金共済掛金収納書、建設業退職金共済証紙受払簿、安全教育、新規入場者教育、安全協議会記録簿、KYK(危険予知活動))</p> <p>5. 書類の簡素化を目的に、安全関係の提出書類を明文化。</p> <p>6. 書類の簡素化を目的に、建築一式工事における施工計画書提出内容を削減。</p>